

障 発 0515 第 1 号
令和2年5月15日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

令和2年度障害福祉分野のICT導入モデル事業の実施について

障害福祉分野におけるICTの活用による生産性向上を推進するため、今般、別紙のとおり「令和2年度障害福祉分野のICT導入モデル事業実施要綱」を定め、令和2年4月1日から適用することとしたので通知する。

(別紙)

令和2年度障害福祉分野の ICT 導入モデル事業実施要綱

1. 目的

新型コロナウイルスの感染拡大の防止等に加え、障害福祉分野における ICT の活用により障害福祉サービス事業所等における生産性向上を推進するため、障害福祉サービス事業者等が ICT を導入する際の経費を支援し、ICT の活用モデルを構築することを目的とする。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。

3. 対象者

障害福祉サービス事業者、障害者支援施設事業者、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者、障害児支援事業者及び障害児相談支援事業者（以下、「障害福祉サービス事業者等」という。）とする。ただし、国又は地方公共団体等が運営するものを除く。

4. 定義

- (1) 「障害福祉サービス事業者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）（以下、「法律」という。）第 5 条第 1 項に規定する「障害福祉サービス事業」を行う者をいう。
- (2) 「障害者支援施設事業者」とは、法律第 5 条第 1 項に規定する「施設障害福祉サービス」事業を行う者をいう。
- (3) 「一般相談支援事業者」とは、法律第 5 条第 18 項に規定する「一般相談支援事業」を行う者をいう。
- (4) 「特定相談支援事業者」とは、法律第 5 条第 18 項に規定する「特定相談支援事業」を行う者をいう。
- (5) 「障害児支援事業者」とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する「障害児通所支援事業」又は児童福祉法第 7 条第 2 項に規定する「障害児入所支援」を行う者をいう。
- (6) 「障害児相談支援事業者」とは、児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 7 項に規定する「障害児相談支援事業」を行う者をいう。

5. 事業内容等

- (1) 都道府県等は、管内の ICT 導入に伴う補助を希望する障害福祉サービス事業者等を対象に ICT 導入に伴う研修会を開催する。本研修会への参加は、障害福祉サービス事業者等が ICT 導入に伴う補助を受けるための要件とする。
- (2) 都道府県等は、管内の障害福祉サービス事業者等からの「障害福祉分野の ICT 導入計画書」（様式 1-2、様式 1-3）に基づき、ICT 導入に

要する費用を補助する。

(3) 本事業により ICT を導入する障害福祉サービス事業者等は、障害福祉サービス事業所等において、ICT を導入することによって得られた生産性向上に関するデータを客観的な評価指標に基づいて記録し、都道府県等に報告する。

(4) 都道府県等は、本事業により ICT を導入した障害福祉サービス事業所等に対し、障害福祉サービス事業所等における ICT の導入状況について、「障害福祉分野の ICT 導入実績報告書」(様式 2-2、様式 2-3)により、事業完了年度の翌年度の 4 月末日までに報告を求める。

なお、当該報告内容については、全国の障害福祉サービス事業所等における ICT の導入の参考に資するよう、今後公表する可能性があるため、事前に障害福祉サービス事業者等の同意を得ること。

6. 補助額

1 事業所あたり上限 100 万円

7. 補助対象経費

タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア(開発の際の開発基盤のみは対象外)、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など。

※1 上記経費は当該年度中に係る経費のみを対象とする。リース費用も対象とするが、対象となる期間は当該年度分に限る。

※2 タブレット端末等ハードウェアは、生産性向上に効果のあるハードウェアが対象であるが、たとえば、障害福祉サービス等の提供に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなどの効果・効率的なコミュニケーションを図るための WIFI 環境の整備費やインカムなど、ICT 技術を活用したものを対象とする。また、新型コロナウイルス感染防止のため、施設等利用者と関係者とのオンラインによる面会や、在宅介護の利用者と事業所とのアクセスのために必要な環境整備等についても対象とする。この場合、本事業の対象が障害福祉サービス事業者等であることを踏まえて、在宅介護の利用者が必要な機器等については、障害福祉サービス事業者等が取得し、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理を行う。

※3 インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。

8. その他

- ・ 経済産業省が実施している「IT 導入補助金」による補助を受ける障害福祉サービス事業者等の場合には、当該補助を受ける部分については本事業の補助対象としないこと。
- ・ 令和 2 年 2 月 4 日付障発 0204 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福

祉部長通知に基づく「障害福祉分野の ICT 導入モデル事業」による補助を受ける障害福祉サービス事業者等は、本事業の補助対象とならないこと。

- ・ また、令和2年3月12日障発 0312 第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知に基づく「障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業」の対象となるものについては、本事業の補助対象とならないこと。

9. 費用の支弁

本事業に要する費用の3分の1は、実施主体の都道府県、指定都市又は中核市が支弁する。

10. 経費の補助

国は、本事業に要する費用の一部について、別に定めるところにより補助するものとする。